

宮崎県感染症発生動向調査委員会の傍聴に関する要領

令和5年2月6日

福祉保健部薬務感染症対策課

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン(平成30年4月総務部人事課行政改革推進室定め)」に基づき、宮崎県感染症発生動向調査委員会(以下「懇話会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員(報道関係者を含まない。)は、概ね10人とする。

(傍聴手続)

第3条 傍聴を希望する者は、懇話会開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、懇話会開会予定時刻の10分前を目処に、先着順に定員に達するまで認める。

(傍聴を認めない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。ただし、会長が許可した場合はこの限りではない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) テレビ、ラジオ、拡声器、無線機、映写機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 会議の場にふさわしくない服装の者
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (9) 児童及び乳幼児

(傍聴人心得の交付)

第5条 傍聴人には、別紙の傍聴人心得を交付し、傍聴人はその内容を遵守しなければならない。

(会長の指示)

第6条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示ができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月6日から施行する。